

令和 7 年 3 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	下豊浦永町 (下豊浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が不在、あるいは見込めない農家が増加する中、農業者だけでなく土地持ち非農家の協力を得ながら地域内の離農者の農地を引き受け可能とするには、永町農業生産組合員が中心母体である(農事)ファーム永町が人材育成と組織体制の強化を図って、キャパシティを大きくすることが喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻作を中心としつつ、収益の見込める新規作物を導入し、栽培方法を確立する。
農産物を直売所や市場へ出荷することを通じて生産者同士の交流・情報交換の場を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手となる(農事)ファーム永町あるいは認定農業者への農地の集積集約を基本としながら地域の農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者の農地はその都度担い手に集約されるよう農地中間管理機構を通して貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の区画拡大のため、可能な限り補助事業を活用して畦畔を除去し均平化に努め大区画の圃場を確保し効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
隣接する集落の農用地の受託などによる経営面積の拡大も視野に入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる防除作業や大豆の収穫作業などは外部委託するなど近隣地域の担い手との連携による農作業の効率化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--